

九州国際大学における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動指針

令和4年4月13日
危機管理対策本部

新型コロナウイルスの感染状況に応じた活動の目安となる行動指針を策定しました。

引続き、感染防止のための取組みである「マスクの着用」「手洗い・手指消毒」「常時換気」及び「身体的距離の確保」、3つの密（密閉、密集、密接）や『感染リスクが高まる「5つの場面」』等避ける行動を徹底するようお願いいたします。

この行動指針については、今後の感染状況に応じて随時変更する場合があります。

○ 現在(4月13日～)

レベル1【注意】

感染防止策を最大限講じた上で活動を実施

レベル	各レベルの状態(目安)	授業	研究活動	キャンパス立ち入り	課外活動 (サークル活動等)	事務体制	会議	施設貸出
0 通常の活動		・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり
1 【注意】 感染防止策を最大限講じた上で活動を実施	○市内・大学周辺地域での新規感染者が散発的に発生している状態	・感染防止策を講じた上で、対面授業を基本として遠隔授業を一部併用して実施する。	・感染防止策を講じた上で、通常の研究活動を認める。	・感染防止策を講じた上で、立ち入りを認める。	・各ガイドラインに基づく感染防止策を講じた活動計画書の申請により個別に許可する。	・感染防止策を講じた上で、通常と同様の業務を行う。	・感染防止策を講じた上で、人数・時間を制限して実施する。	・主催者の責任において感染拡大防止を徹底し、人数を制限して貸出を許可する。
2 【警戒】 活動を大幅に制限し、リスクの低い活動のみ実施	○まん延防止等重点措置が出されている状態 又は ○市内・大学周辺地域での新規感染者が増加傾向にあり、感染拡大に警戒が必要な状態	・感染防止策を講じた上で、対面授業を基本として遠隔授業を一部併用して実施する。	・感染防止策を講じた上で、通常の研究活動を認める。 ・感染拡大地域への出張は控える。	・感染防止策を講じた上で、立ち入りを認める。	・各ガイドラインに基づく感染防止策を講じた活動計画書の申請により個別に許可する。 ・密集する活動、近距離で組み合ったり接触を伴う活動は自粛する。	・感染防止策を講じた上で、通常と同様の業務を行う。	・感染防止策を講じた上で、人数・時間を制限して実施する。 ・Web会議（メールも含む）の積極的利用を促す。	・学外貸出を不可とする。 ・学内関係者の貸出は人数を制限して許可する。
3 【厳重警戒】 原則活動の停止	○緊急事態宣言が発令されており、不要不急の外出・移動の自粛要請が出されている状態 又は ○市内・大学周辺地域での新規感染者の急増で感染拡大のリスクが高まっている状態	・原則遠隔授業とする。 なお、大学が認めた授業は、感染防止対策を最大限講じた上で対面授業を実施する。	・原則出張の中止とする。 ・原則自宅での研究とし、授業の準備等で必要不可欠な場合のみ施設への立ち入りを認める。	・原則立ち入り禁止とする。 ・大学が許可した一部の施設のみ立ち入りができる。	・原則活動禁止とする。 ・大学が許可した一部の活動のみ許可する。	・感染防止策を講じた上で、通常と同様の業務を行う。 ・時差出勤やテレワークの積極的利用を促す。	・感染防止策を講じた上で、人数・時間を制限して実施する。 ・Web会議（メールも含む）の積極的利用を促す。	貸出を不可とする。
4 【緊急事態】 活動の停止	○緊急事態宣言が発令されており、休業要請が出されている状態 又は ○学内で大規模なクラスターが発生し、大学を閉鎖せざるを得ない状態	・遠隔授業のみとする。	・出張の中止とする。 ・自宅での研究とする。	・立ち入り禁止とする。	・活動禁止とする。	・各部署は事務機能を最低限維持するための業務を行う。	・Web会議（メールも含む）で実施する。 ・緊急対策会議は対面で実施する。	貸出を不可とする。

※課外活動については、ホームページやポータル等で別途指示します。